

告 示

埼玉県告示第千八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熊谷染継承の会

三 代表者の氏名

大久保 伯男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市銀座二丁目五十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、熊谷染の伝統技術の習得を希望する継承者に対しては育成講座の実施や技術の研鑽を図るための競技会及び展示会を開催し、一般市民に対しては伝統工芸品である熊谷染の周知を広く図るために体験教室や出張講座を行うことで、熊谷染の新技术の研究や伝統の発展に寄与することを目的とする。